



議案第七十一号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年九月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五十七年九月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和四十八年三朝町条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十七年四月一日から適用する。